

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年7月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 15件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1 | 1号機 | 常用照明分電盤の漏電遮断機において、負荷側の絶縁抵抗の低下を確認した。当該漏電遮断器を点検・修理。 | |
| 2 | 1号機 | 高電導度廃液系収集タンクの水素イオン濃度計(A)において、自動校正ができないことを確認した。当該水素イオン濃度計を修理。 | |
| 3 | 1号機 | 高電導度廃液系の中和装置苛性ソーダタンク液位用水位スイッチの誤動作を確認した。当該スイッチを点検・修理。 | |
| 4 | 2号機 | 気体廃棄物処理系の排ガス冷凍機(C)圧縮機吐出圧力スイッチ検出元弁のシートリークを確認した。当該弁を修理。 | |
| 5 | 2号機 | タービン駆動給水ポンプ(A)(B)のポンプ取付ボルト用座金に変形等を確認した。当該座金を修理。 | |
| 6 | 2号機 | グラウンド蒸気復水器の器内圧力検出元弁のシートリークを確認した。当該弁を点検・修理。 | |
| 7 | 2号機 | タービン系の排ガス流量検出器の発信器において、異常を示すランプが点灯していることを確認した。当該発信器を点検・修理。 | |
| 8 | 5号機 | 高感度オフガスモニタの指示値が下限逸脱したことを確認した。当該事象の原因を調査。なお、オフガス手分析にて指示値に異常のないことを確認済み。 | |
| 9 | 5号機 | 廃棄物処理区域の排風機(A)用電動機において、回転子の導体に緩みを確認した。当該回転子を修理。 | |
| 10 | 5号機 | 高電導度廃液系収集タンクの水素イオン濃度計(A)において自動校正ができないことを確認した。当該水素イオン濃度計を修理。 | |
| 11 | 5号機 | 放射性廃棄物処理施設制御室の照明調光盤において、継電器の動作不良を確認した。当該継電器を点検・修理。 | |
| 12 | 6号機 | タービン系計算機信号伝送装置において、信号伝送コントローラーの一部に伝送異常を確認した。当該装置を点検・修理。 | |
| 13 | 7号機 | タービン建屋の高電導度廃液系の排水槽(A)において、液位スイッチのフロートに浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該フロートを修理。 | |
| 14 | その他 | 水処理建屋の照明分電盤の漏電遮断機において、負荷側の絶縁抵抗の低下を確認した。当該漏電遮断機を点検・修理。 | |
| 15 | その他 | 荒浜焼却設備の換気空調系冷水ポンプBにおいて、グラウンド部が通常より若干発熱していることを確認した。当該グラウンド部を点検・修理。 | |
| — | 7号機 | コントロール建屋の常用電気品区域排風機(B)用電動機において、回転子シャフトの外径寸法が管理値を超えていることを確認した。当該シャフトを修理。 平成23年8月9日再審議にてグレード変更 GⅢ→その他 | |